平成２５年（フ）第５４号
栃木県小山市東間々田２丁目27番５号、前住所栃木県小山市大字間々田1341番地５
債務者　佐山　広宣
１　決定年月日時　平成25年２月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
５　免責審尋期日　平成25年４月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第５５号
栃木県宇都宮市中里町3035番地２　プレミエールＢ107号、前住所福島県須賀川市和田道162番地　市営88号
債務者　安達　祐子（旧姓石森）
１　決定年月日時　平成25年２月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月22日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第６１号
栃木県小山市中央町３丁目５番15号　山本屋ビル四階
債務者　五十嵐健二
１　決定年月日時　平成25年２月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第６２号
栃木県小山市中央町３丁目５番15号　山本屋ビル四階
債務者　五十嵐礼子（旧姓藤井）
１　決定年月日時　平成25年２月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第６０号
栃木県宇都宮市花園町12番２号
債務者　岡田　和也
１　決定年月日時　平成25年２月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第６７号
栃木県那須塩原市太夫塚３丁目205番132ピュアハイツ102号、前住所栃木県那須塩原市下永田２丁目1031番地27
債務者　小田　英憲
１　決定年月日時　平成25年２月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月29日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第６８号
栃木県日光市土沢1768番地11
債務者　髙橋　　潤
１　決定年月日時　平成25年２月22日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月29日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１３４９号
東京都立川市一番町１丁目61番地の５天王橋コーポ602号
債務者　金子　秀昭
１　決定年月日時　平成25年２月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
５　免責審尋期日　平成25年４月24日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第６７号
東京都西多摩郡瑞穂町箱根ケ崎西松原16番地２サンアレイ．K101号
債務者　千葉　幸江
１　決定年月日時　平成25年２月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
５　免責審尋期日　平成25年４月24日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２３号
千葉県千葉市若葉区都賀１－２－８－203
債務者　岩瀬　修一
１　決定年月日時　平成25年２月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
５　免責審尋期日　平成25年４月26日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第５９号
静岡県磐田市見付1888番地１、前住所静岡県掛川市亀の甲１丁目19番１号　ラフィーネ掛川ａＩ205
債務者　中山　京子（旧姓森）
１　決定年月日時　平成25年２月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
５　免責審尋期日　平成25年４月26日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第４３７号
大阪府高槻市西冠３丁目９番16号
債務者　青野　澄絵
１　決定年月日時　平成25年２月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４４４号
大阪市東住吉区南田辺３丁目25番18―402号
債務者　澤田　安純（旧姓柳）
１　決定年月日時　平成25年２月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月14日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６１８号
大阪府豊中市庄内西町２丁目17番18―202号
債務者　石田　博英
１　決定年月日時　平成25年２月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６２０号
大阪市北区長柄西１丁目１番37号
債務者　岩本　勇吉
１　決定年月日時　平成25年２月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２８号
岡山県倉敷市児島小川５丁目４番52号
債務者　藤本　義則
１　決定年月日時　平成25年２月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部